

【対象となる方】

深谷市に住所を有し、次の①～③のいずれにも該当する方

- ①防災リーダーとして市内の自主防災組織等で活動する意思のある方
- ②市内の自主防災組織又は自治会に所属し、当該自主防災組織の代表者又は自治会長の推薦を受けた方
- ③市の防災士名簿に登録することを承諾し、その情報を市内の自主防災組織等に提供することに同意する方
- ④市税に滞納のない方

【補助金の額】

次の①～③の費用の合計額の2分の1の額(3万円を上限とします)

- ①防災士研修機関が実施する講座の受講料
- ②日本防災士機構が実施する防災士資格取得試験の受験料
- ③日本防災士機構による防災士認証の登録料

【補助金交付までの流れ】

